

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答の欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる用語の定義のうち、誤っているものはどれか。電波法（第 2 条）の規定に照らし、1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、無線局の予備免許中における工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第 8 条及び第 9 条）の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第 2 8 条及び第 2 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の 、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する が、総務省令で定める限度を超えて他の に支障を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 偏差及び幅	電波又は高周波電流	無線設備の機能
2 偏差及び幅	電波	受信設備の機能
3 偏差	電波又は高周波電流	受信設備の機能
4 偏差	電波	無線設備の機能

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式 の 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) B 以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 電界強度及び磁界強度	平均電力が50ミリワット
2 電界強度及び磁界強度	規格電力が20ミリワット
3 電界強度、磁界強度及び電力束密度	平均電力が20ミリワット
4 電界強度、磁界強度及び電力束密度	規格電力が50ミリワット

[6] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当すること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により **A** され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間に於いて無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が **B** に満たない者であること。

A	B
1 業務に従事することを停止	3箇月
2 業務に従事することを停止	2箇月
3 業務に従事することを制限	3箇月
4 業務に従事することを制限	2箇月

[7] 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について述べたものである。電波法（第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に **A** であること。
- (2) 通信を行うため **B** であること。
- ② ①の(1)に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は **C** の罰金に処する。

A	B	C
1 記載されたもの	十分なもの	100万円以下
2 記載されたもの	必要最小のもの	50万円以下
3 記載されたものの範囲内	十分なもの	50万円以下
4 記載されたものの範囲内	必要最小のもの	100万円以下

[8] 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、できる限り **A** 。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の **B** 、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 **C** しなければならない。

A	B	C
1 簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
2 簡潔でなければならない	電波の発射場所を示して	通報の送信終了後に一括して訂正
3 略語によらなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
4 略語によらなければならない	電波の発射場所を示して	直ちに訂正

[9] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、 A の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B に行わせることができる。
- ② ①の規定による処分に違反した者は、 C 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	交通通信	無線局	1年
2	電力の供給	電気通信事業者	2年
3	交通通信	電気通信事業者	1年
4	電力の供給	無線局	2年

[10] 次の記述は、無線局の免許の取消しについて述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) B の停止の命令又は C の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	6箇月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
2	6箇月	電波の発射	通信の相手方若しくは通信事項
3	3箇月	無線局の運用	通信の相手方若しくは通信事項
4	3箇月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力

[11] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月以内の期間を定めてその無線通信の業務に従事することの停止
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[12] 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。